

江府町DX推進本部設置要綱

令和4年6月20日 公表

(設置)

第1条 本町における「誰一人取り残さないデジタル社会の実現」に向けて、デジタル技術を活用して町の提供する行政サービスを変革し、業務の効率化及び住民の利便性の向上を図る「デジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」という。)」にかかる取組を全庁的に共有し、関係課の緊密な連携のもとに総合的かつ効果的に推進するため、江府町DX推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) デジタル技術を活用した役場業務の構造改革に関すること。
- (2) デジタル技術を活用した住民サービスの向上に関すること。
- (3) 地域社会のデジタル化及びデジタルデバイド対策の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「誰一人取り残さないデジタル社会の実現」に向け必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、情報統括責任者(以下「CIO」という。)、情報統括責任者補佐官(以下「ACIO」という。)及び本部員をもって組織する。

※ CIO: Chief Information Officer、ACIO: special Advisor to the Chief Information Officer

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 4 CIOは、副町長をもって充てる。
- 5 ACIOは、DXの推進に必要となる高度な専門的知見を有する者で、本部長が指名する者をもって充てる。
- 6 本部員は、総務課長、住民生活課長、産業建設課長、会計管理者、教育委員会教育課長、議会事務局長及び農業委員会事務局長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 CIOは、DX推進施策の立案及び実施を統括し、ACIOは、CIOの諸活動を専門的知見から支援する。
- 4 本部員は、本部長の命を受け、所掌事務を処理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議(以下「本部会議」という。)は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長、CIO、ACIO及び本部員をもって構成し、第2条に規定する事項について審議決定する。
- 3 本部会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(タスクフォースの設置)

第6条 DXの推進に係る具体的な事項に関する調査及び研究並びに緊急課題への即応の必要が生じたときは、推進本部にタスクフォースを置くことができる。

2 タスクフォースは、公募に応じた職員及び推進本部の構成員が推薦した者の中から本部長が指名した者をもって組織する。

3 タスクフォースに座長をおき、ACIOを充てる。

4 座長は、タスクフォースを代表し、活動を総括する。

(庶務)

第7条 推進本部の事務は、副町長が総括し、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。